

## 8 支給認定について

### (1) 保育を必要とする認定について（支給認定証の交付）

保育所を利用するためには、子どもの年齢、保育の必要性に応じた「認定」を受けていただく必要があります。認定がなされない場合、保育所の利用ができません。

- ・支給認定は、保護者の居住される市町にて行います。

他市町への転出、他市町からの転入等の際は、その都度支給認定申請が必要となります。

(他市町への転出・他市町からの転入、他市町の保育所を希望される場合には、ご相談ください。)

- ・認定を受けた方には、焼津市から「支給認定証」が交付されます。

#### 認定区分 について

子どもの 年齢	保育を必要とする(保育園)		保育を必要としない(幼稚園)	
	認定区分	保育の必要量	認定区分	保育の必要量
3歳未満	3号認定	保育標準時間		
		保育短時間		
3歳以上	2号認定	保育標準時間	1号認定	教育標準時間
		保育短時間		

- 1 保育所を利用する場合には、保育を必要とする認定である「**2号認定**」又は「**3号認定**」を必要とします。
- 2 保育の必要量（保育時間）については、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分に応じて保育所を利用できる時間が異なります。
- 3 私立幼稚園・認可外保育施設等を利用する場合  
 焼津市内の私立幼稚園・認可外保育施設等については、「支給認定」申請を行う必要はありません。利用希望施設に直接お申込みください。（公立幼稚園は手続きが必要です。）  
 市外の施設等を利用される場合は、施設により支給認定手続きが必要な場合もあります。手続きが必要な場合、施設から申請の案内がありますのでお手続き願います。

### (2) 保育の必要量について

保護者の就労実態等により、保育所の利用可能な時間帯が異なります。

<p><b>&lt;保育の必要量の区分（2つの区分）&gt;</b></p> <p>1 「<b>保育標準時間</b>」 → <u>最大11時間/日</u>          （概ね1か月当たり120時間以上の就労等）</p> <p>2 「<b>保育短時間</b>」 → <u>最大8時間/日</u>          （概ね1か月当たり120時間未満の就労等）          ※上記の時間以上の利用は、「延長保育」扱いとなります。</p>	<p><b>【通常保育時間】</b>  <b>8：30～16：30</b>          （明星保育園のみ 8：00～16：00）</p> <p>◇「保育標準時間」の方は、通常保育時間8時間の前後の時間を含めた計11時間が最大利用可能時間です。</p> <p>◇「保育短時間」の方は、上記通常保育時間のみのご利用が可能です。</p>
---	--

### (3) 利用者負担（保育料）について

上記（2）の「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの区分の利用に応じた保育料の負担となります→ 保育料についての詳細は、【9 保育料について】【焼津市保育料一覧表】をご覧ください。